

各 公益法人 御中

事 務 連 絡
平成19年7月20日

厚生労働省社会・援護局地域福祉課 法令係

夏期の節電への協力要請について

7月16日に発生した新潟県中越沖地震により、東京電力（株）柏崎刈羽原子力発電所が停止したことをふまえ、平成19年7月20日に、経済産業省関東圏電力需給対策本部（本部長：甘利経済産業大臣）が設置され、同本部において、「平成19年夏期の電力需給対策について」が別添1のとおり決定されました。

東京電力管内において、直ちに電力の供給支障が生じる状況にはありませんが、今後、7月末から8月初にかけて、大幅な気温上昇に伴う異常な需要増等により、ピーク時間帯に電力の需給ギャップが発生する可能性は否定できません。東京電力管内において、更なる供給力の確保に万全を期すことは当然として、可能な限り電力需要を節減することも重要です。

省エネルギーへの協力については、これまでも広くお願いしてきておりますが、夏期の高温日における電力需要は、午前10時頃から午後5時頃までの間、高止まりすることが多いことに留意しつつ、実施可能なピークカット対策について、実施の徹底をお願いいたします。

また、貴法人におかれましては、平成19年5月30日の省エネルギー・省資源対策推進会議省庁連絡会議の決定「夏季の省エネルギー対策について」

(

<http://www5.cao.go.jp/seikatsu/sho-ene/suishinkaigi/070530/H19shoene-s1.pdf>

)

を再度周知徹底していただくとともに、特に別添2のような夏期の節電対策の徹底をお願いいたします。